

短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護

## 重 要 事 項 説 明 書

社会福祉法人 筑南会

特別養護老人ホーム 新つくばホーム  
特別養護老人ホーム 新つくばホーム新館



特別養護老人ホーム 新つくばホーム  
 特別養護老人ホーム 新つくばホーム新館  
 短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護  
 重 要 事 項 説 明 書

＜令和7年4月1日＞

1、事業の目的と運営方針

要介護状態にある方に対し、適正な短期入所介護・介護予防短期入所介護を提供することにより要介護状態の維持・改善を目的とし、目標を設定して計画的にサービスを提供します。

また、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスと連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

2、事業者の内容

(1) 事業者の名称、所在地等

- ① 法人名 社会福祉法人 筑南会  
 事業所名 特別養護老人ホーム 新つくばホーム  
 指定番号 茨城県指定第0872000203号  
 所在地 茨城県つくば市学園の森3丁目29番地2  
 管理者氏名 施設長 田村 隆司  
 電話番号 029-856-4477、029-856-4472  
 FAX 番号 029-860-2353、029-856-4743
- ② 法人名 社会福祉法人 筑南会  
 事業所名 特別養護老人ホーム 新つくばホーム新館  
 指定番号 茨城県指定第0872090014号  
 所在地 茨城県つくば市学園の森3丁目29番地2  
 管理者氏名 施設長 田村 隆司  
 電話番号 029-856-4477、029-856-4472  
 FAX 番号 029-860-2353、029-856-4743

(2) 職員の配置状況

当事業所は、指定介護老人福祉施設の併設事業として認可されているため、介護保険法令に従い、その介護老人福祉施設サービスとの定員の合算で配置する職員数が決められています。常勤換算とは、職員のそれぞれの週あたりの勤務時間数の総数を当施設の常勤職員の所定勤務時間数で割った数です。

＜主な職員の配置状況＞（令和6年4月1日現在）

① 特別養護老人ホーム 新つくばホーム

職種	常勤換算	指定基準
①施設長	1名（兼務）	1名（兼務可）
②介護職員	23.3名 (介護福祉士数16.3名)	19名
③生活相談員	1名	1名（兼務可）
④看護職員	2.7名（兼務）	2名
⑤機能訓練指導員	1名	1名
⑥介護支援専門員	1名（兼務）	1名（兼務可）
⑦医師	1名（非常勤）	必要数
⑧管理栄養士	2名（兼務）	1名（兼務可）

※資格所有機能訓練指導員が配置できないときには、機能訓練体制加算は、利用料金に加算されません。

② 特別養護老人ホーム 新つくばホーム新館

職種	常勤換算	指定基準
①施設長	1名（兼務）	1名（兼務可）
②介護職員	16.1名 (介護福祉士数9.2名)	11名
③生活相談員	1名	1名（兼務可）
④看護職員	2.1名（兼務）	2名
⑤機能訓練指導員	1名	1名
⑥介護支援専門員	1名（兼務）	1名（兼務可）
⑦医師	1名（非常勤）	必要数
⑧管理栄養士	2名（兼務）	1名（兼務可）

※資格所有機能訓練指導員が配置できないときには、機能訓練体制加算は、利用料金に加算されません。

(3) 設備の概要

① 特別養護老人ホーム新つくばホーム

従来型多床室型 定員 11名

- ・居室 4人部屋、2人部屋
- ・食堂ホール
- ・洗面所及び便所
- ・浴室
- ・医務室及び静養室
- ・機能訓練室

機械浴槽、リフト浴槽、チェア浴槽の3種類を設けています。

② 特別養護老人ホーム新つくばホーム新館

ユニット個室型 定員 4名

- ・居室 各ユニットに1部屋
- ・各ユニットにキッチン、食堂、居間
- ・各ユニットに便所2カ所
- ・浴室 機械浴槽室、ミスト浴槽室、チェア浴槽室の3種類を設けています。
- ・エレベーター、理美容室
- ・通所介護事業所、本館との共用部分として地域共有スペース
- ・相談室

3、サービスの内容

(1) 基本サービス

①短期入所生活介護計画または介護予防短期入所生活介護計画の立案

利用期間が4日間以上の場合、利用者の日常生活全般の状況を踏まえて、短期入所生活介護または介護予防短期入所生活介護計画を作成します。その内容を利用者及びその家族に説明をし同意を得ます。

②食事

食事は、本人の心身の状態、嗜好を考慮し適切な時間に合わせて調理します。

③入浴

週に2～3回入浴していただけます。ただし、利用者の体調等により、回数減又は清拭となる場合があります。

④介護

居宅サービス計画、短期入所生活介護又は介護予防短期入所生活介護計画に沿った介護を行います。

- ・更衣、排泄、食事、入浴等の介助、シーツ交換、体位変換、事業所内の移動の付添等

⑤機能訓練

日常生活動作の維持又は向上を日頃の生活の中で実施します。

⑥生活相談

生活相談員をはじめ従業者が、日常生活に関すること等の相談に応じます。

⑦健康管理

利用中の医療機関の受診は、基本のご家族に対応していただきます。ただし、ご利用開始後必要に応じ、健康状態を把握するため、嘱託医へ外来し受診する場合があります。

(2) その他のサービス

①送迎

・通常の送迎の実施地域はつくば市内となっており、実施した場合は、介護保険法に従って介護報酬告示額の利用者負担分が加算されます。他市町村からのご利用では、この「説明書」の後述の利用料金に示したとおりとなります。

・送迎の時間については、職員の勤務体制、送迎車の手配の都合によりご協力をいただくことがあります。

②理美容

・毎月第1、第3金曜日に理美容の機会を設けておりますので、利用期間中にご希望の方は申し出てください。(利用料金は、理美容業者の規程により業者にお支払いいただきます。)

③レクリエーション

・年間を通じてクラブ活動、趣味活動、行事を行っています。行事によっては別途参加費等がかかることがあります。

4、利用料金

(1) 介護報酬告示額

・別表料金表のとおり

・介護保険からの給付額に変更のあった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

(2) その他の費用

①食事の提供に要する費用

基本料金 1日あたり 1,445円 (朝385円、昼530円、夕530円)

②滞在に要する費用

基本料金 入所・退所の時間にかかわらず1日あたり 本館 915円

基本料金 入所・退所の時間にかかわらず1日あたり 新館 2,066円

※社会福祉法人利用者負担額減免認定や介護保険負担限度額認定を受けていて証書を提出した方は、食事の提供に要する費用と滞中に要する費用について証書記載事項を参考にし、上記金額より減額されます。

※当施設の居住費・食費の負担額(介護保険負担限度額認定)

対象者	区分	滞在費		食費	
		多床室	ユニット型		
		(相部屋)	個室		
生活保護受給者	第1段階	¥0	¥880	¥0	
全員が市町村税非課税	老齢福祉年金受給者	第2段階	¥880	¥600	
	課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方				
	80万円超120万円以下	第3段階①	¥430	¥1,370	¥1,000
	120万円超の方	第3段階②	¥430	¥1,370	¥1,300
上記以外の方	第4段階	¥915	¥2,066	¥1,445	

③つくば市以外からの送迎費用（介護報酬告示利用料金に加えて）

- ・つくば市との境界から5km未満 片道700円
- ・つくば市との境界から5km以上10km未満 片道1000円
- ・つくば市との境界から10km以上の場合は10kmを超えた距離1km片道50円を加算

④特別な食事

利用者のご希望に基づいて、提供された食事（外食、注文食、行事食等）の要した費用の実費をご負担いただきます。

⑤レクリエーション費用

事業所内外で行われるクラブ活動、趣味活動、行事等に参加されたときに、参加費、材料費等の実費をご負担いただくことがあります。

⑥理美容代

出張理美容サービスの業者による理美容をご利用されたときに、業者規程の料金を業者に支払っていただきます。

⑦キャンセル料

利用者の都合でサービスを中止する場合、次のキャンセル料を申し受けます。

- ・利用前日午後5時までにご連絡頂いた場合 無料
- ・利用前日午後5時までにご連絡がない場合 利用料の20%

(3) 介護保険法改定による利用料の変更

介護保険法に定められた利用料は、介護保険法の改定に従い変更されます。その際も、介護保険に定められる基準の額とします。

(4) 支払い方法

ご利用の翌月10日前後に請求書をお渡しいたしますので、請求月の25日までにお支払い下さい。お支払い方法は、窓口支払い、指定口座への振り込み（常陽銀行 谷田部支店 普通預金 6319553）、金融機関口座からの自動引き落としのいずれかとなります。

5、サービス利用にあたっての留意事項

- (1) 利用者又はその家族は、体調の変化があった際には事業所の職員にお知らせください。
- (2) 利用者は、事業所内の機器を利用される際、必ず職員に声をかけてください。
- (3) 事業所内での金銭及び食物等のやりとりは、ご遠慮ください。

6、サービス利用中の中止及び緊急時の対応

- (1) 以下の場合に、利用途中でもサービスを中止する場合があります。

- ①利用者が中途退所を希望した場合
- ②入所日の健康チェックの結果、体調不良であったり、悪化の予測がされる場合
- ③利用中に利用者の病状等が急変した場合
- ④他の利用者の生命または健康に重大な影響を与える行為があった場合

- (2) 緊急時の対応

サービス提供時に利用者の病状が急変した場合、その他必要な場合は、家族または緊急連絡先へ連絡し対応方法について確認し、速やかに主治医や協力医療機関への連絡等必要な措置を講じます。（緊急性の度合いにより、順序が前後することがあります。）

## 7、身体拘束の禁止

原則として、利用者の自由を制限するような身体拘束は行いません。

ただし、緊急やむを得ない理由により拘束をせざるを得ない場合には事前に利用者及びその家族への説明をおこない同意を得るとともに、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状態並びに緊急やむを得ない理由について記録します。

## 8、虐待の防止、虐待発生時の対応

虐待等の防止の為、虐待防止の指針の整備、虐待防止委員会を設置し、虐待の防止、早期発見に努めます。又サービス提供時、虐待を発見した際には、市町村へ速やかに報告し、再発防止対策に努めその対応について協議致します。

## 9、事故発生時の対応

サービスの提供により事故が発生した場合には、応急処置、医療機関への搬送等の措置等を講じ、速やかに市町村及び家族に連絡するとともに経過記録を行い、再発防止対策に努めその対応について協議致します。賠償すべき事故が発生した場合には速やかに損害賠償を行います。

## 10、ハラスメント防止、ハラスメント発生時の対応

ハラスメントの防止の為、ハラスメント相談窓口を設置し、ハラスメント内容の確認、改善、早期発見に努めます。又、第三者委員を設置し、助言、立ち合い、解決の為協議致します。

## 11、事業継続計画(BCP)の整備

感染症や自然災害が発生した場合にあっても、入所者が継続してケアを受けられるよう、事業を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定するとともに、必要な研修及び訓練を実施する

## 12、サービス内容に関する相談・苦情

### (1) 事業所内の相談・苦情受付について

①担当者 本館：佐藤 智美 新館：大山 一倫 (生活相談員)

②受付時間 月～土曜日 8時30分～17時30分

③利用方法 直接窓口申し出いただくか、又は電話等でも受け付けます。ただし、担当者不在の場合は、代理の職員が対応させていただきますことがあります。

電話番号 029-856-4477、 029-856-4472

FAX 番号 029-860-2353、 029-856-4743

### (2) 公的機関の相談・苦情受付窓口

#### ①つくば市保健福祉部高齢福祉課

所在地 茨城県つくば市研究学園1-1-1 つくば市役所

電話番号 029-883-1111 (代表)

受付時間 8時30分～17時15分

#### ②茨城県国民健康保険団体連合会

所在地 茨城県水戸市笠原町978-26

電話番号 029-301-1579

受付時間 8時30分～17時00分

1 3、利用中の医療について

事業者は、下記の医療機関や歯科診療所に協力をいただき、利用者の状態が急変した場合には、速やかに対応をお願いするようにしています。ただし、利用者が在宅で日常的に健康療養管理を依頼している主治医等が対応可能な場合には、主治医が優先されます。なお、受診に際してはご家族等の協力をお願いしています。

(1) 協力医療機関

名称	田村医院	きぬのまち診療所
所在地	つくば市上横場 2 2 9 0 - 6	結城市結城 11758-50
診療科	内科	内科
名称	筑波記念病院	城西病院
所在地	つくば市要 1 1 8 7 - 2 9 9	結城市結城 1 0 7 4 5 - 2 4
診療科	総合	総合

(2) 協力歯科医療機関

名称	大木歯科医院
所在地	つくば市谷田部 2 8 8 0

1 4、第三者評価の実施状況

第三者評価の実施状況	1 あり	実施日	
		評価機関	
		結果開示	1 あり 2 なし
	2 なし		

1 5、社会福祉法人筑南会の概要

- (1) 名称 社会福祉法人 筑南会
- (2) 代表者 理事長 田村 洋子
- (3) 本部所在地 つくば市学園の森 3 丁目 2 9 番地 2
- (4) 電話番号 0 2 9 - 8 5 6 - 4 4 7 7
- (5) 定款の目的に定めた事業
  - ①特別養護老人ホーム新つくばホーム (介護老人福祉施設)
  - ②特別養護老人ホーム新つくばホーム新館 (介護老人福祉施設)
  - ③新つくばホームデイサービスセンター (通所介護・第 1 号通所事業)
  - ④新つくばホームデイサービスセンター新館 (通所介護・第 1 号通所事業)
  - ⑤特別養護老人ホーム新つくばホーム (短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護)
  - ⑥特別養護老人ホーム新つくばホーム新館 (短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護)
  - ⑦新つくばホームヘルパーステーション (訪問介護・第 1 号訪問事業)
  - ⑧新つくばホーム指定居宅介護支援事業所 (居宅介護支援)
  - ⑨ケアサポート田村 (小規模多機能型居宅介護)
  - ⑩新つくば 2 4 (平成24年3月31日休止) (夜間対応型訪問介護)
  - ⑪地域密着型特別養護老人ホームトレランス田村 (地域密着型介護老人福祉施設)
  - ⑫トレランス田村ショートステイ (短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護)
  - ⑬トレランス田村デイサービスセンター (通所介護・第 1 号通所事業)
  - ⑭谷田部西地域包括支援センター (地域包括支援センター)
- (6) その他の事業
  - ① (委託事業) つくば市在宅介護支援センター

### 【入所時リスク説明書】

当施設では、利用者が快適にサービスをご利用できますように、安全な環境作りに努めておりますが、利用者の身体状況や病気により、下記の危険性が伴うことを十分にご理解下さい。

- 歩行時の転倒、ベッドや車椅子からの転落等による事故の恐れがあります。
- 当施設では原則的に拘束を行わないことから、転倒・転落による事故の可能性あります。
- 高齢者の骨はもろく、通常に対応でも容易に骨折する恐れがあります。
- 高齢者の皮膚は薄く、少しの摩擦で表皮剥離がしやすい状態にあります。
- 高齢者の血管はもろく、軽度の打撲であっても、皮下出血が出来やすい状態にあります。
- 加齢や認知症の症状により、水分や食物を飲み込む力が低下します。誤嚥・誤飲・窒息の危険性が高い状態にあります。
- 高齢者であることにより、脳や心臓の疾患により、急変・急死される場合もあります。
- 本人の全身状態が急に悪化した場合、協力医療機関の医師の判断で緊急に病院へ搬送を行うことがあります。

令和 年 月 日

指定短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護サービスの開始に当たり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて重要な事項を説明し、交付しました。

<事業者>

所在地 茨城県つくば市学園の森3丁目29番地2  
名称 特別養護老人ホーム 新つくばホーム  
特別養護老人ホーム 新つくばホーム新館  
管理者名 施設長 田村 隆司  
説明者

令和 年 月 日

私は、契約書及び本書面により、事業者から指定短期入所生活介護サービス又は、介護予防短期入所生活介護サービスについて重要事項説明を受け、同意しました。

<利用者>

住所  
氏名

<利用者代理人>

住所  
氏名

